コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図り、株主価値を高めてまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令等の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した経営の意思決定の迅速化と、経営の健全性の向上を図り株主価値を高めることを重要な課題と考えております。

これを実現するために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の機関を一層強化しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

コーポレート・ガバナンスの体制

会社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織について、当社は、社外取締役を含む取締役会を構成するとともに、監査役制度を採用し、監査役会を設置して業務執行の監督および監視を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制

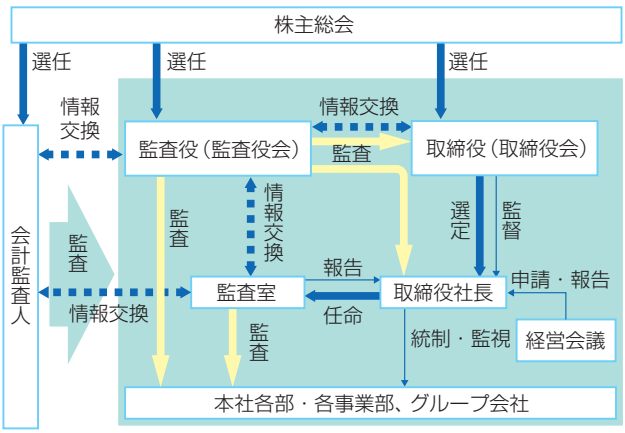

コーポレート・ガバナンスの状況

取締役会については、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定める事項や、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。2011年3月期においては9回開催し、経営に関する重要事項および各種法令で定める事項を決定するとともに、業務執行状況の監督を行いました。また、社外の立場から当社を見ていただくことにより、適法性の確保に資するため、社外取締役1名を選任しております。

監査役は、定期的に会計監査人および内部監査部門と会合し、それぞれの立場で知得した情報の交換を行うなどの連携を図っております。さらに、定期的に代表取締役との情報交換を行い、監査情報の伝達・情報共有等を行っております。また、対外的透明性を確保するとともに、多面的視点からの監査を行うことができるようにするため、社外監査役2名を選任しております。

会計監査人は、新日本有限責任監査法人を選任し、監査契約の下、正確な経営情報を提供し、公正不偏の立場から監査が実施される環境を整備しております。なお、会計監査人の判断を必要とする場合には、相談し助言を受けております。

内部統制システムの状況

内部統制システムの整備・強化については、「監査室」内に、内部統制グループを設置し、金融商品取引法の規定に基づく財務報告に係わる内部統制制度への対応を図っています。

また、会社法に定められた内部統制システム整備に係わる体制については、2006年5月に取締役会で決議し、継続的な体制の充実およびさらなるレベルアップに努めており、2009年3月および2011年3月の取締役会において、コンプライアンス強化の観点等から内容改定を行いました。

コンプライアンス

企業活動の規範については、当社は「社憲」および「安川電機グループ企業行動規準」を制定し、当社およびグループ各社に対しその遵守、啓蒙および遵法体制の展開・推進を図っております。あわせて、社員全員に「コンプライアンス・ガイドライン」を配布するとともに、当社およびグループ各社等を対象に、社内および社外の第三者機関を窓口とした社内通報制度を設けております。

また、個人情報保護の観点では、「個人情報保護方針」、「個人情報取扱規程」、「情報セキュリティポリシー」を策定して個人情報の保護の体制を構築、社内への啓発を行っています。

さらに、国際的な安全保障貿易管理の観点から、輸出管理関連法令に則ったコンプライアンス・プログラム(CP)を制定し、安川電機グループとして法令遵守に努めています。

また、ＣＳＲ担当役員の下に、コンプライアンス、危機管理、環境保護、広報、開示等の各委員会を置いてCSR活動を推進し、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。